

郡山市E B P M推進統括リーダー等設置要綱

令和5年3月31日制定

〔政策開発部 政策統計課〕

(設置)

第1条 本市職員の統計リテラシー向上及びE B P Mの推進に向けた体制強化を図るため、E B P M推進統括リーダー及びE B P M推進リーダーを置く。

(選任)

第2条 E B P M推進統括リーダーは、次に掲げる部局長又は会計管理者若しくは行政センターの長（以下「部局長等」という。）が次項に規定するE B P M推進リーダーのうちから選任する。

- (1) 郡山市部設置条例（平成5年郡山市条例第38号）第1条に規定する部
- (2) 郡山市教育委員会事務局等組織規則（昭和40年郡山市教育委員会規則第5号）第2条第1項に規定する部
- (3) 選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の事務局
- (4) 郡山市上下水道局

2 E B P M推進リーダーは、部局長等が次に掲げる所属の所属職員のうちから1人以上選任する。

- (1) 郡山市行政組織規則（平成6年郡山市規則第6号）第7条に規定する課、第8条に規定する会計課、第43条の3に規定する環境保全センター及び第43条の15に規定する総合地方卸売市場管理事務所
- (2) 郡山市保健所設置条例施行規則（平成9年郡山市規則第55号）第2条に規定する課及び第14条に規定する食肉衛生検査所
- (3) 郡山市教育委員会事務局等組織規則第2条第1項に規定する課及び同条第2項に規定する教育機関
- (4) 選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局
- (5) 郡山市議会事務局処務規程（昭和48年郡山市議会訓令第2号）第2条に規定する課
- (6) 郡山市上下水道局管理規程（昭和40年郡山市水道局規程第1号）第2条に規定する課
- (7) 郡山市行政センター設置条例（平成元年郡山市条例第39号）第2条に規定する行政センター

3 部局長等は、毎年度当初にE B P M推進統括リーダー及びE B P M推進リーダーについて、政策開発部長に報告しなければならない。年度途中において、E B P M推進統括リーダー又はE B P M推進リーダーに異動があったときも同様とする。

(職務)

第3条 E B P M推進統括リーダーは、次に掲げる職務を行う。

- (1) E B P Mの推進における部局内調整に関すること。
- (2) E B P M推進リーダーの統括に関すること。
- (3) 政策統計課との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 E B P M推進リーダーは、次に掲げる職務を行う。

- (1) E B P Mの推進による業務改善に関すること。

- (2) 統計データの見える化に関すること。
- (3) 統計リテラシーの向上に関すること。
- (4) 政策統計課との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会議)

第4条 E B P M推進統括リーダーの会議は、政策統計課長が招集し、政策統計課長が議長となる。

(支援等)

第5条 政策統計課長は、E B P M推進統括リーダー及びE B P M推進リーダーに対し、その職務を円滑に行うための研修、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。